【指定管理者制度導入施設】
指定管理者制度導入施設は、条例で定める上限額の範囲内で、市の承認のうえ利用区分や利用料金を決定します。
（令和９年度利用料金決定予定時期：令和９年１月頃）

古市集会所

≪条例で定める上限額（見直し前）≫

区分		室料
会議室	午前　（午前9時から正午まで）	420 円
	午後　（正午から午後5時まで）	620 円
	夜間　（午後5時から午後9時まで）	740 円
	昼間　（午前9時から午後5時まで）	940 円
	昼夜間(正午から午後9時まで）	1,260 円
	全日　（午前9時から午後9時まで）	1,470 円
和室	午前　（午前9時から正午まで）	310 円
	午後　（正午から午後5時まで）	520 円
	夜間　（午後5時から午後9時まで）	620 円
	昼間　（午前9時から午後5時まで）	740 円
	昼夜間(正午から午後9時まで）	940 円
	全日　（午前9時から午後9時まで）	1,040 円

≪条例で定める上限額（見直し後）≫

区分		室料
会議室	１日	2,200 円
和室		1,500 円